

前回ご要望に対する結果について (住宅局)

買取再販で扱われる住宅の取得に係る特例措置の創設(不動産取得税)

中古住宅流通・リフォーム市場の環境整備を進め、国民の住生活の向上を図るとともに、市場規模の拡大を通じた経済の活性化に資するため、買取再販事業者が中古住宅を買取りし、住宅性能の一定の向上を図るための改修工事を行った後、住宅を再販する場合、買取再販事業者に課される不動産取得税の特例措置を創設する。

結果の概要

- 買取再販事業者が中古住宅を買取りし、住宅性能の一定の向上を図るための改修工事を行った後、住宅を再販する場合、買取再販事業者に課される不動産取得税を軽減。
- 具体的には、中古住宅の築年月日に応じて、課税標準から以下の額を控除。(適用期間：H27.4.1～H29.3.31)

築年月日	控除額(万円)
平成9年4月1日～	1,200
平成元年4月1日～平成9年3月31日	1,000
昭和60年7月1日～平成元年3月31日	450
昭和56年7月1日～昭和60年6月30日	420
昭和51年1月1日～昭和56年6月30日	350



※耐震、省エネ、バリアフリー、水回り等のリフォーム

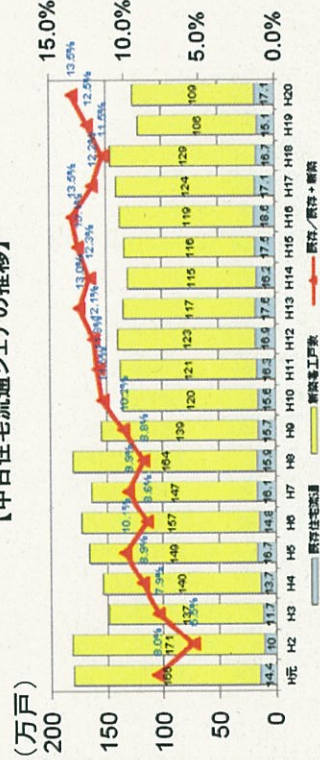
施策の背景

日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)

- 中短期工程表「立地競争力の更なる強化」、「国民の「健康寿命」の延伸」
- ・中古住宅流通・リフォーム市場の規模を倍増【10兆円(2010年)→20兆円(2020年)】

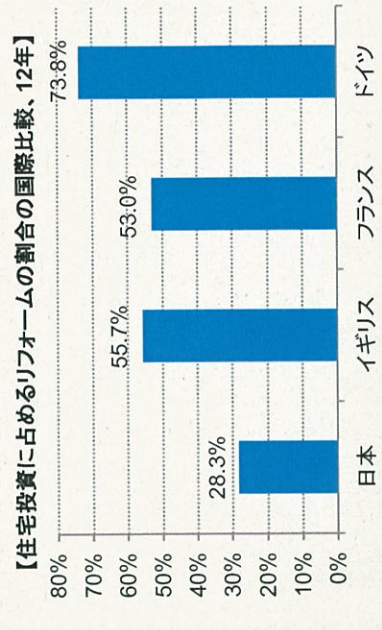
中古住宅流通の現状

全住宅流通量に占める中古住宅の流通シェアは約13.5%であり、欧米諸国と比べると低い水準



リフォーム市場の現状

我が国の住宅投資に占めるリフォームの割合は28%で、欧米諸国と比較して小さい



1.住宅・土地統計調査(総務省)、住宅着工統計(国土交通省); 2.日本(2012年):国民経済計算(内閣府)及び(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターによる推計値、イギリス・フランス・ドイツ(2012年):ユーロコンストラクト資料